

建設工事における条件付一般競争入札の 対象拡大（試行による検証の実施）について

1 入札案件の現状

本市では、建設工事において、予定価格が6,000万円以上の案件を条件付一般競争入札、130万円を超え6,000万円未満の案件は指名競争入札で受注者を決定しているが、指名競争入札では、入札参加者が半数以下の案件が5割を超えている業種があり、入札に参加しやすい環境の整備が必要になっている。

2 問題点の改善に向けた取組

現在の指名競争入札は、市の発注と指名業者の事情が合わないところがあるため、これまでの指名競争入札の運用を踏まえ、市内の建設業の育成や適正な施工管理につなげるとともに、一定の条件のもとで、受注可能な業者が入札に参加し、競争性を確保できるよう、試行的に条件付一般競争入札の対象を拡大する。

(1) 試行期間

令和4年10月13日から令和5年3月31日まで

(2) 試行対象

130万円を超え6,000万円未満の建設工事で、

「土木一式（A～D）」「建築一式（A～C）」「電気（A～C）」
「管（A～C）」「水道施設（A～C）」「造園（A・B）」「舗装」
「塗装」「防水」「交通安全施設」「機械器具」「下水道管渠維持補修」

の業種（ランク）を対象に、試行期間に発注する案件の2割以上の案件で実施する。

※ 業種（ランク）には、適正な施工を保持し、公平性や競争性を確保するため、入札参加資格の要件を設定する。

(3) 公告の方法

公告する場合には、市ホームページや入札情報サービスにより、原則として、火曜日又は木曜日に行う。なお、市ホームページには、参加希望者が資格要件を確認できるよう、入札参加資格を掲載する。

※ 市ホームページ（記者会見後に掲載）

[入札公告]

ホーム>産業・事業者>入札・契約>条件付一般競争入札公告（建設工事等）

[入札参加資格]

ホーム>産業・事業者>入札・契約>条件付一般競争入札（入札参加資格）

3 今後の対応

入札に参加しやすい環境を整備できるよう、試行期間における入札を検証し、業者の意見も確認しながら、来年度からの入札制度の運用に生かしていく。

【 問い合わせ先 】

宮崎市総務部 契約課

電話 21-1725